

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 997 号

平成 29 年 3 月 30 日

木 曜 日

目 次

条 例

- 常勤の副管理者の給料の特例に関する条例 (総務課) 2
- 四日市港管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例 (組合議会) 2
- 四日市港管理組合情報公開条例の一部を改正する条例 (総務課) 3
- 四日市港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例 (総務課) 4
- 四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (総務課) 5
- 四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例 (総務課) 7
- 四日市港管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (総務課) 10

公 告

- 平成 29 年度四日市港管理組合一般会計予算等の公表 (総務課) 12
- 四日市港管理組合情報公開条例に基づく情報公開制度の運用状況の公表 (総務課) 26
- 四日市港管理組合個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の運用状況
の公表 (総務課) 27
- 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請の期間 (総務課) 30

監査委員公表

- 監査結果に対する措置の公表 (監査委員) 32

条 例

常勤の副管理者の給料の特例に関する条例をここに公布します。

平成 29 年 3 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 1 号

常勤の副管理者の給料の特例に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公共団体を取り巻く厳しい財政状況に鑑み、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）において、常勤の副管理者の給料を減額するための特例を定めることを目的とする。

(常勤の副管理者の給料の額の特例)

第 2 条 特例期間においては、常勤の副管理者の給料の額は、常勤の副管理者の給与に関する条例（昭和 41 年四日市港管理組合条例第 22 号）第 1 条の規定にかかわらず、同条の月額から、その 100 分の 15 に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規定による額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 常勤の副管理者及び四日市港管理組合職員の給与の特例に関する条例（平成 17 年四日市港管理組合条例第 2 号）及び常勤の副管理者の給料の臨時特例に関する条例（平成 25 年四日市港管理組合条例第 7 号）は、廃止する。

四日市港管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 29 年 3 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 2 号

四日市港管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

四日市港管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成 21 年四日市港管理組合条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

第 3 条 議員報酬は、次の場合に支給する。ただし、同一日において 2 以上の会議に出席することがあっても重複して支給しない。

- (1) 定例会、臨時会又は委員会に出席したとき。
- (2) 四日市港管理組合議会会議規則（昭和 41 年四日市港管理組合議会規則第 1 号）に規定する議会運営協議会、議案聴取会、全員協議会又は議会報告会に出席したとき。
- (3) その他議会の活動として議長が認めたとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

四日市港管理組合情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 29 年 3 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 3 号

四日市港管理組合情報公開条例の一部を改正する条例

四日市港管理組合情報公開条例（平成 14 年四日市港管理組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号中「であって」の次に「、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作そ

の他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第 9 条第 2 項において同じ。)により」を、「特定の個人が識別され得るもの」の次に「(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を加える。

第 7 条第 2 号イ中「又は慣行」を「若しくは慣行」に改める。

第 35 条第 3 項中「審査請求人等」を「審査請求人又は参加人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、四日市港管理組合情報公開条例第 7 条第 2 号の改正規定は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

四日市港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 29 年 3 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 4 号

四日市港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

四日市港管理組合個人情報保護条例（平成 21 年四日市港管理組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合する

ことができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

ロ 個人識別符号が含まれるもの

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (6) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「記述」を「記述等」に、「個人別に付された番号、記号その他の符号」を「個人識別符号」に改める。

第 5 条第 3 項中「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報（病歴、犯罪により害を被った事実その他実施機関が別に定める情報を除く。）」に改める。

第 6 条第 1 項第 5 号中「この条において」を削る。

第 7 条第 2 号中「国又は他の地方公共団体」及び「国、他の地方公共団体」を「公的機関」に改める。

第 14 条第 2 号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第 15 条第 2 項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第 23 条第 2 項第 3 号中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第 26 条及び第 65 条において同じ。）」を削る。

第 33 条第 1 項第 1 号中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

第 54 条第 3 項中「審査請求人等」を「審査請求人又は参加人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、四日市港管理組合個人情報保護条例第 2 条第 1 号及び第 6 号並びに第 4 条第 1 項、第 5 条第 3 項、第 14 条第 2 号、第 15 条第 2 項、第 23 条第 2 項第 3 号及び第 33 条第 1 項第 1 号の改正規定は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年3月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第5号

四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

四日市港管理組合職員の給与に関する条例（昭和41年四日市港管理組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては、支給しない。

第12条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第12条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき1万円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この条例による改正後の四日市港管理組合職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第1項ただし書の規定は適用せず、新条例第12条第3項の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号

- から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族については1万円」と、「1万円」とあるのは「8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族である子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」とする。
- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、新条例第12条第1項ただし書の規定は適用せず、新条例第12条第3項の規定の適用については、同項中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）」とあるのは「6,500円」とする。
- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、新条例第12条第1項ただし書の規定は適用せず、新条例第12条第3項の規定の適用については、同項中「8級」とあるのは「8级以上」とする。
- （規則への委任）
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 29 年 3 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 6 号

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年四日市港管理組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「の子」の次に「(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次項並びに次条において同じ。)」を、「この項」の次に「及び第 3 項」を加え、同条第 2 項中「第 9 条の 2」を「第 4 項及び次条」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 任命権者は、第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

第 9 条第 4 項中「前 3 項」を「前 4 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 任命権者は、要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、1 月について 24 時間、1 年について 150 時間を超えて、第 8 条第 2 項に規定する勤務をさせてはならない。

第 9 条の 2 の見出し中「育児」の次に「又は介護」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 任命権者は、要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する勤務をさせてはならない。

第 12 条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第 16 条第 1 項中「するため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員

の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第1項において「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の期間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

第17条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 この条例による改正前の四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過するまでの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

四日市港管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 29 年 3 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 7 号

四日市港管理組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

四日市港管理組合職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年四日市港管理組合条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号イ(ロ)を次のように改める。

(ロ) その養育する子(育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。)が 1 歳 6 箇月に達する日(第 2 条の 3 第 3 号において「1 歳 6 箇月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定の職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第 2 条第 3 号ロ中「次条第 3 号」を「第 2 条の 3 第 3 号」に、「子の 1 歳到達日」を「子が 1 歳に達する日(以下この号及び第 2 条の 3 において「1 歳到達日」という。)」に改める。

第 2 条の 3 を第 2 条の 4 とする。

第 2 条の 2 第 3 号中「当該子が 1 歳 6 箇月に達する日」を「当該子の 1 歳 6 箇月到達日」に改め、同条を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者)

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法

第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 死亡した場合

ロ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第 3 条第 7 号を第 8 号とし、同条第 6 号中「第 2 条の 2 第 3 号」を「第 2 条の 3 第 3 号」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条中第 5 号を同条第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第 5 条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 前号イ又はロに掲げる場合

ロ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合

第 11 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が、産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第 3 条第 1 号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第 11 条中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次

に次の 1 号を加える。

- (2) 育児短時間勤務職員が、第 14 条第 1 号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第 3 条第 2 号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第 24 条第 2 項中「保育の時間を承認されている」を「保育の時間又は勤務時間条例第 16 条の 2 の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該保育の時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第 3 項中「を請求した場合」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項の規定による介護をするための時間（以下この項において「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合」に、「を請求した時間」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

平成 29 年度四日市港管理組合一般会計予算等が平成 29 年 3 月 29 日成立しましたので、次のとおり公表します。

平成 29 年 3 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

平成 29 年度四日市港管理組合一般会計予算

平成 29 年度四日市港管理組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,727,430 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、

期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、

限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を

流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 2,900,222
	1 負担金	2,900,222
2 使用料及び手数料		579,151
	1 使用料	579,151
3 国庫支出金		386,000
	1 国庫負担金	324,000
	2 国庫補助金	62,000
4 県支出金		21,582
	1 県補助金	21,582
5 財産収入		5,270
	1 財産運用収入	4,758
	2 財産売払収入	512
6 繰入金		30,000
	1 基金繰入金	30,000
7 諸収入		21,205
	1 組合預金利子	72
	2 受託事業収入	910
	3 雑入	20,223
8 組合債		2,784,000
	1 組合債	2,784,000
歳 入 合 計		6,727,430

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 18,524
	1 議会費	18,524
2 総務費		688,506
	1 総務費	678,216
	2 統計調査費	910
	3 監査委員費	9,380
3 港湾管理費		416,161
	1 港湾管理費	416,161
4 港湾建設費		3,478,983
	1 港湾建設費	3,478,983
5 公債費		2,124,256
	1 公債費	2,124,256
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	6,727,430

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
行政事務用機器賃借に係る契約	平成30年度	千円 88,000

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
国補港湾改修事業費	千円 39,000	普通貸借又は証券発行	4.0% 以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
社会資本整備総合交付金事業費	358,000	〃	〃	〃
一般管理費	1,000	〃	〃	〃
港湾施設管理費	3,000	〃	〃	〃
港湾施設維持補修費	52,000	〃	〃	〃
港湾改修事業費	9,000	〃	〃	〃
国直轄事業負担金	2,322,000	〃	〃	〃
計	2,784,000			

平成 29 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計予算

平成 29 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,033,895 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(i) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1,556,000
	1 使用料	1,556,000
2 財産収入		531,495
	1 財産運用収入	531,495
3 繰入金		331,745
	1 基金繰入金	331,745
4 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
5 諸収入		35,655
	1 組合預金利子	27
	2 雑入	35,628
6 組合債		559,000
	1 組合債	559,000
歳 入 合 計		3,033,895

歳 出

款	項	金 額
1 管理費		千円 949,771
	1 施設管理総務費	397,107
	2 施設管理費	423,609
	3 ひき船事業費	129,055
2 建設事業費		564,171
	1 建設事業費	564,171
3 公債費		1,519,953
	1 公債費	1,519,953
歳 出 合 計		3,033,895

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
2 E ・ 2 F 上屋耐震補強等改修工事に係る契約	平成30年度	千円 117,963
2 E ・ 2 F 上屋耐震補強等改修工事管理業務に係る契約	平成30年度	3,105
2 E ・ 2 F 上屋耐震補強等改修工事設計意図伝達業務に係る契約	平成30年度	397

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
港湾施設改修費	千円 559,000	普通貸借又は証券発行	4.0% 以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
計	559,000			

平成 28 年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第 2 号）

平成 28 年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 193,343 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,672,716 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	3,148,906	△ 16,361	3,132,545
	1 負担金	3,148,906	△ 16,361	3,132,545
2	使用料及び手数料	573,568	14,810	588,378
	1 使用料	573,568	14,810	588,378
5	財産収入	11,650	△ 371	11,279
	1 財産運用収入	10,595	△ 8	10,587
	2 財産売払収入	1,055	△ 363	692
7	諸収入	24,427	△ 421	24,006
	1 組合預金利子	540	△ 411	129
	3 雑入	22,977	△ 10	22,967
8	組合債	2,852,000	△ 191,000	2,661,000
	1 組合債	2,852,000	△ 191,000	2,661,000
	歳 入 合 計	6,866,059	△ 193,343	6,672,716

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	18,358	△ 135	18,223
	1 議会費	18,358	△ 135	18,223
2	総務費	736,920	7,777	744,697
	1 総務費	726,934	7,729	734,663
	3 監査委員費	9,076	48	9,124
3	港湾管理費	586,180	46,065	632,245
	1 港湾管理費	586,180	46,065	632,245
4	港湾建設費	3,222,364	△ 247,050	2,975,314
	1 港湾建設費	3,222,364	△ 247,050	2,975,314
5	公債費	2,301,237	0	2,301,237
	1 公債費	2,301,237	0	2,301,237
	歳 出 合 計	6,866,059	△ 193,343	6,672,716

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
3 港湾管理費	1 港湾管理費	港湾施設維持補修費	千円 104,849
4 港湾建設費	1 港湾建設費	国補港湾改修事業費	25,000
4 港湾建設費	1 港湾建設費	単独湾改修事業費	87,000

変 更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
4 港湾建設費	1 港湾建設費	社会資本整備 総合交付金 事業費	千円 61,000	社会資本整備 総合交付金 事業費	千円 104,000

第 3 表 債務負担行為補正

変 更

款	補正前		補正後	
	事業名	金額	事業名	金額
施設設備保全業務委託等に 係る契約	平成29年度～ 平成31年度	千円 163,563	平成28年度～ 平成33年度	千円 163,914

第 4 表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設 管理費	千円 40,000	普通貸借又 は証券発行	4.0% 以内	政府資金及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いては定め られた償還 条件による。 その他資金 についての 償還条件は、 管理者が定 める。ただ し、組合財 政の都合に より繰上償 還すること ができるも のとする。	千円 38,000	普通貸借又 は証券発行	4.0% 以内	政府資金及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いては定め られた償還 条件による。 その他資金 についての 償還条件は、 管理者が定 める。ただ し、組合財 政の都合に より繰上償 還すること ができるも のとする。
港湾施設維持 補修費	103,000	〃	〃	〃	148,000	〃	〃	〃
港湾改修 事業費	31,000	〃	〃	〃	68,000	〃	〃	〃
国直轄事業 負担金	2,456,000	〃	〃	〃	2,185,000	〃	〃	〃

平成 28 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 28 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 10,893 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,826,649 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	1,581,155	41,653	1,622,808
	1 使用料	1,581,155	41,653	1,622,808
2	財産収入	551,906	766	552,672
	1 財産運用収入	551,906	766	552,672
3	繰入金	12,023	△ 900	11,123
	1 基金繰入金	12,023	△ 900	11,123
5	諸収入	43,618	33,588	77,206
	1 組合預金利息	327	△ 281	46
	2 雑入	43,291	33,869	77,160
6	組合債	628,000	△ 86,000	542,000
	1 組合債	628,000	△ 86,000	542,000
	歳 入 合 計	2,837,542	△ 10,893	2,826,649

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	管理費	692,019	△ 2,456	689,563
	1 施設管理総務費	389,212	16,955	406,167
	2 施設管理費	166,930	△ 10,725	156,205
	3 ひき船事業費	135,877	△ 8,686	127,191
2	建設事業費	654,891	△ 8,437	646,454
	1 建設事業費	654,891	△ 8,437	646,454
3	公債費	1,490,632	0	1,490,632
	1 公債費	1,490,632	0	1,490,632
	歳 出 合 計	2,837,542	△ 10,893	2,826,649

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 建設事業費	1 建設事業費	施設改修費	千円 3,186

第 3 表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設 改修費	千円 84,000	普通貸借又 は証券発行	4.0% 以内	政府資金及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いては定め られた償還 条件による。 その他資金 についての 償還条件は、 管理者が定 める。ただ し、組合財 政の都合に より繰上償 還すること ができるも のとする。	千円 0	普通貸借又 は証券発行	4.0% 以内	政府資金及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いては定め られた償還 条件による。 その他資金 についての 償還条件は、 管理者が定 める。ただ し、組合財 政の都合に より繰上償 還すること ができるも のとする。
霞ヶ浦北ふ 頭荷役機械 建設事業費	519,000	〃	〃	〃	517,000	〃	〃	〃

四日市港管理組合情報公開条例（平成 14 年四日市港管理組合条例第 1 号）第 44 条の規
定に基づき、平成 27 年度における情報公開制度の運用状況を次のとおり公表します。

平成 29 年 3 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

1 公文書開示請求件数 62 件

2 公文書開示決定等の状況 【単位：件】

区分	件数
開示	56
部分開示	3
非開示	0
不存在	3
存否応答拒否	0
取下げ	0
合計	62

3 公文書開示決定等の実施機関別状況 【単位：件】

実施機関	件数	
管理者	59	
内訳	総務課	2
	企画課	0
	振興課	0
	港営課	3
	整備課	14
	施設保全課	40
	出納室	0
議会	3	
監査委員	0	
合計	62	

4 公文書開示決定等に対する不服申立ての状況 【単位：件】

区分	件数	
平成 26 年度からの繰越	0	
諮問	0	
審査会処理	0	
内訳	許容	0
	一部許容	0
	棄却	0
未処理	0	
取下げ	0	
合計	0	

四日市港管理組合個人情報保護条例（平成 21 年四日市港管理組合条例第 1 号）第 60 条の規定に基づき、平成 27 年度における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表します。

平成 29 年 3 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

1 個人情報取扱事務登録簿への登録状況 【単位：件】

実施機関		登録事務数
管理者		45
内 訳	総務課	14
	企画課	1
	振興課	3
	港営課	15
	整備課	3
	施設保全課	4
	整備課、施設保全課	3
	出納室	2
議会		4
監査委員		3
合計		52

2 自己を本人とする保有個人情報の請求等 【単位：件】

	請求件数	不服申立て件数
開示請求	0	0
訂正請求	0	0
利用停止等請求	0	0

3 開示請求の状況

(1) 決定等の状況 【単位：件】

区分	件数
開示	0
部分開示	0
非開示	0
不存在	0
存否応答拒否	0
取下げ	0
合計	0

(2) 実施機関別の決定の状況 【単位：件】

実施機関		件数
管理者		0
内 訳	総務課	0
	企画課	0
	振興課	0
	港営課	0
	整備課	0
	施設保全課	0
	出納室	0
議会		0
監査委員		0
合計		0

4 訂正請求の状況

(1) 決定等の状況 【単位：件】

区分	件数
訂正	0
非訂正	0
合計	0

(2) 実施機関別の決定の状況 【単位：件】

実施機関		件数
管理者		0
内 訳	総務課	0
	企画課	0
	振興課	0
	港営課	0
	整備課	0
	施設保全課	0
	出納室	0
議会		0
監査委員		0
合計		0

5 利用停止請求の状況

(1) 決定等の状況 【単位：件】

区分	件数
利用停止等	0
非利用停止等	0
合計	0

(2) 実施機関別の決定の状況 【単位：件】

実施機関		件数
管理者		0
内 訳	総務課	0
	企画課	0
	振興課	0
	港営課	0
	整備課	0
	施設保全課	0
	出納室	0
議会		0
監査委員		0
合計		0

6 不服申立ての状況 【単位：件】

区分		件数
平成 26 年度からの繰越		0
諮問		0
審査会処理		0
内 訳	許容	0
	一部許容	0
	棄却	0
未処理		0
取下げ		0
合計		0

四日市港管理組合建設工事執行規則（平成 6 年四日市港管理組合規則第 5 号）第 4 条第 4 項並びに四日市港管理組合財務規則（昭和 41 年四日市港管理組合規則第 12 号）第 81 条第 3 項の規定による一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物件関係（物品・業務委託））の期間を次のとおり定めましたので、公告します。

平成 29 年 3 月 30 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

1 平成 26～29 年度四日市港管理組合入札参加資格者名簿登録の受付期間、場所等

県内に本店を有する者、県外に本店を有する者いずれも受付期間及び受付場所は、登録を希望する業務に応じて次のとおりとします。

- (1) 建設工事、測量・建設コンサルタント等で登録を希望する場合は、郵送等の送付によるもののみの受付とします。

受 付 期 間	受 付 場 所
平成 29 年 4 月 1 日（土）から 平成 30 年 1 月 4 日（木）まで	〒514-0002 三重県津市島崎町 56 番地 公益財団法人三重県建設技術センター 入札参加資格登録共同受付担当

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、

4 月 1 日から 6 月 30 日までの受付分・・・平成 29 年 8 月 1 日
～平成 30 年 5 月 31 日

7 月 1 日から 10 月 2 日までの受付分・・・平成 29 年 11 月 1 日
～平成 30 年 5 月 31 日

10 月 3 日から 1 月 4 日までの受付分・・・平成 30 年 2 月 1 日
～平成 30 年 5 月 31 日

となります。

- (2) 物件関係（物品・業務委託）で登録を希望する場合は、郵送等の送付によるもののみの受付とします。

受 付 期 間	受 付 場 所
平成 29 年 4 月 1 日（土）から 平成 30 年 1 月 4 日（木）まで	〒514-0003 三重県津市桜橋 2 丁目 96 番地 三重県市町総合事務組合 共同受付・審査担当

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、

4 月 1 日から 6 月 30 日までの受付分・・・平成 29 年 8 月 1 日
～平成 30 年 3 月 31 日

7 月 1 日から 10 月 2 日までの受付分・・・平成 29 年 11 月 1 日
～平成 30 年 3 月 31 日

10 月 3 日から 1 月 4 日までの受付分・・・平成 30 年 2 月 1 日
～平成 30 年 3 月 31 日

となります。

2 問い合わせ先

三重県四日市市霞二丁目 1 番地の 1

四日市港管理組合総務課総務・調整担当

電話 059-366-7009

監査委員公表

監査委員公表第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施した監査について、その結果に関して講じた処理状況が管理者から通知されたので、同条第 12 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 29 年 3 月 30 日

四日市港管理組合

監査委員 福 井 信 行

監査委員 中 村 久 雄

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合	実施年月日	平成 28 年 9 月 20 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 財産管理について</p> <p>土地・建物・備品等の財産管理については、通常の業務遂行時にあわせてチェックを行っているが、一定の期間毎に総点検することも検討されたい。また、経年変化の把握と人事異動による担当者の交代にも対応できるよう、現況の写真を添付することなども考慮されたい。</p>		<p>(1) 財産管理について</p> <p>土地・建物の財産管理については、職員の巡回時に状態や異常等の確認、また、定期的に台帳の内容と現況を突合、確認を行っているところですが、監査委員の意見を踏まえ、現況の写真を添付する等して、経年変化の把握および人事異動による担当者の交代に対応できるように努めていきたいと考えています。また、一定の期間毎に総点検することも検討していきたいと考えています。</p> <p>備品の管理については、各所属において3月末日時点の「物品管理状況一覧表」を作成して自己検査を行い、これらの備品の中から会計管理者（出納室）による抽出検査を実施しているところです。また、備品の経年変化の把握と人事異動による担当者の交代に対応できるよう、必要に応じて、現況の写真や具体的な保管場所を記した備品の配置図などの添付を検討したいと考えております。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部総務課	実施年月日	平成 28 年 9 月 20 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) ポートビル照明器具のLED化について</p> <p>管理組合では、昼休みに執務室の電気を消灯するなど節電に努め、温室効果ガスの削減を進めているが、電気使用量の更なる削減のため、ポートビル内の照明器具のLED導入の節減効果について、より詳細な調査を検討されたい。</p>		<p>(1) ポートビル照明器具のLED化について</p> <p>管理組合での節電対策については、引き続き、昼休みの執務室消灯、エアコンの適切な温度設定、ならびに、こまめな消灯等を行っていきます。</p> <p>照明器具のLED化については、温室効果ガスの削減および電気使用量の節減効果は期待できるものの、初期導入費用が高額になるといった課題もあります。そのため、県市における直近の公共施設の導入事例および導入予定を参考に、LEDの導入時期などを検討していきたいと考えています。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部企画課	実施年月日	平成 28 年 9 月 23 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 港湾運営会社の統合について</p> <p>名古屋港との港湾運営会社の統合については、将来の四日市港に多大な影響を与えるものであり、対等性の確保や統合によるメリットの享受が極めて重要であることから、統合に伴い考えられるリスクの洗い出しを行うなど、十分な準備のもと、取り組まれない。</p>		<p>(1) 港湾運営会社の統合について</p> <p>統合期限である平成 29 年 9 月 11 日に向けて、四日市港と名古屋港の港勢や特例港湾運営会社の資本金規模等に大きな差異があることを踏まえ、四日市港の存在意義を失わないよう両港の対等性を確保するとともに、双方が統合によるメリットを享受できるように統合協議を進めていきます。</p> <p>なお、統合協議については、会社の統合という問題であるため、まずは両港の会社間で進めることとしており、四日市港管理組合としては、管理組合間で統合に係る条件整理や国との調整等必要な関与を行っていきます。</p> <p>また、統合協議を進めるうえでは、四日市港管理組合と四日市港の特例港湾運営会社である四日市港埠頭（株）とで統合協議に係る考え方、手法等について意思統一を図っていきます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部振興課	実施年月日	平成 28 年 9 月 20 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 港勢の拡大について</p> <p>外貿コンテナ貨物取扱量はここ 2 年減少しており、三重県内におけるコンテナ貨物の四日市港利用率も 31.6%（平成 25 年調査）と伸び悩んでいる。県内はもとより四日市港利用優位圏である周辺県（滋賀県・岐阜県）も含め、利用状況だけではなく、コンテナ貨物の動向等についても調査・分析を行い、更なる集荷活動・航路誘致に努められたい。</p>	<p>(1) 港勢の拡大について</p> <p>四日市港利用優位圏におけるコンテナ貨物の動向については、「全国輸出入コンテナ貨物流動調査」などの統計結果を基に分析を行い、ポートセールスに活用しています。加えて、荷主企業や関係団体等からの聞き取り結果を踏まえた上で、貨物の種類や物量に応じて個々の対応を検討することで、潜在貨物を対象とした集荷活動や、荷主企業の利便性を向上させる航路誘致を展開しています。</p> <p>また、四日市港利用優位圏内での四日市港利用率を向上させるため、圏域内での定期的な説明会の開催や、メリハリをつけた企業訪問を行うとともに、県内外の関係自治体と連携するなど、効果的なポートセールスを実施しています。</p> <p>今後も引き続き、周辺県のコンテナ貨物の動向などを精査し、四日市港利用率の向上のための取組を推進します。</p>		
<p>(2) シドニー港との姉妹港提携について</p> <p>シドニー港との関係は、平成 14 年のコンテナ定期航路廃止以降は、船の寄港が無くなり、平成 20 年の姉妹港提携 40 周年事業が中止となるなど、管理組合だけでなく港湾関係者も含め、交流が無くなっているのが現状である。平成 30 年には姉妹港提携 50 周年を迎えることから、これを機に姉妹港提携の在り方について検討されたい。</p>	<p>(2) シドニー港との姉妹港提携について</p> <p>コンテナ航路の廃止やこれに伴う両港間の貿易量の激減、港湾管理者の変更など、両港をとりまく状況が変化する中、「シスターポートセミナー」や「職員相互派遣事業」といった交流事業を行うことは難しいと考えています。</p> <p>しかし、これまでの四日市港の発展の過程において、シドニー港との関係は欠かすことができないものであり、その歴史や両港の関係性は今後も大切にしつつ、姉妹港提携 50 周年を迎える平成 30 年に向けて、先方の意向も確認しながら、今後の両港の交流のありかたについて、検討をすすめていきたいと考えています。</p>		

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部港営課	実施年月日	平成 28 年 9 月 23 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 放置艇対策について</p> <p>300 隻を超える放置艇については、船舶航行の安全を確保するためにも、保管施設の確保と放置等禁止区域の設定の両輪による対策を進められたい。また、保管施設の整備・運営等については、P F I 等の活用も考慮にいれ、引き続き検討されたい。</p>	<p>(1) 放置艇対策について</p> <p>放置艇対策については、係留・保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策が必要であると考えています。</p> <p>そのため、保管施設の整備・運営等については、民間の資金やノウハウを活用した P F I 手法等の導入の可能性について調査を行っています。</p> <p>また、放置等禁止区域の指定などの規制措置については、関係者間で協議するなど、放置艇対策を進めています。</p>		
<p>(2) 清掃船「じんべい」の活用について</p> <p>清掃船「じんべい」について、県民・市民の方がふれることのあまりない特殊な船であり、港まつり等のイベント時に一般公開するなどし、環境保全の啓発のための活用についても検討されたい。</p>	<p>(2) 清掃船「じんべい」の活用について</p> <p>水域の環境保全等を広く県民・市民へ啓発するため、清掃船「じんべい」を港まつり等のイベント時に一般公開することについて、関係者と検討していきます。</p>		

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部整備課	実施年月日	平成 28 年 9 月 20 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 事業の明許繰越について</p> <p>事業の明許繰越について、計画的に事業執行を行うとともに、事業効果が早期に発現できるよう、できる限り繰越事業の抑制に努められたい。</p>		<p>(1) 事業の明許繰越について</p> <p>発注手続前に関係機関との協議等を見える化するとともに、計画的な事業執行を行い早期発注に努めます。また、発注後は工程管理を行い、円滑な事業進捗を図り、事業効果の早期発現に努めます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部施設保全課	実施年月日	平成 28 年 9 月 20 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 事業の明許繰越について</p> <p>事業の明許繰越について、計画的に事業執行を行うとともに、事業効果が早期に発現できるよう、できる限り繰越事業の抑制に努められたい。</p>		<p>(1) 事業の明許繰越について</p> <p>事業執行にあたっては、発注手続前に関係機関との協議を行うなど計画的な事業執行を行うことにより、早期の予算執行を図り、事業効果の早期発現に努めます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部出納室	実施年月日	平成 28 年 9 月 23 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 事務用品の在庫管理について 事務用品については、出納室にて集中調達し、持ち出す際に台帳に記帳することにより管理しているが、台帳と現物の確認を定期的に行うなど、その管理について徹底されたい。</p>		<p>(1) 事務用品の在庫管理について 出納室で集中調達した供用の事務用品については、施錠できるロッカーで保管し、持ち出す際に台帳への記録を求めることにより適正に管理しているところです。 今後は、比較的高額な事務用品等を抽出し、月ごとに在庫確認を行うなど、より適正な管理に努めます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 議会事務局	実施年月日	平成 28 年 9 月 23 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 海外港湾事情調査について 組合議員の海外港湾事情調査については、議会の議決により毎年実施されているが、構成団体である県議会・市議会とも議会独自で海外調査を行う制度は採られていない。調査目的と効果を十分精査し、慣例化することのないよう、再度その在り方について検討されたい。</p>		<p>(1) 海外港湾事情調査について 今年度の海外港湾事情調査については、単なる他港の状況を調査してくるだけでなく、四日市港の PR をしっかりと行い、さらに将来的に何らかの關係に発展できるような訪問を実施しました。今後も引き続き、費用に見合う十分な成果を発揮できるよう議会としての役割、調査の在り方等を検討し、慣例化することのないよう事務局としてサポートしていきたいと考えます。</p>	

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1-1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>